

瀬戸市下水道事業経営戦略

(計画期間：令和3年度～令和12年度)



令和3年3月

瀬戸市都市整備部下水道課

目次

第1章 経営戦略策定の概要	1
1-1 策定の目的	1
1-2 経営戦略の位置付け	1
1-3 計画期間	1
第2章 現状分析	2
2-1 下水道事業の状況	2
2-2 下水道事業に対する国の取組	5
第3章 経営分析	6
3-1 経営分析の手法	6
3-2 指標による経営分析	7
第4章 経営の基本方針と具体的な取組	11
4-1 経営の基本方針	11
4-2 具体的な取組	12
第5章 投資・財政計画	14
5-1 投資試算・財源試算	14
5-2 収支シミュレーション	17
5-3 投資・財政計画	20
第6章 経営戦略の事後検証・更新に関する事項	23

第1章 経営戦略策定の概要

1 - 1 策定の目的

本市の下水道事業は、菱野団地、水野団地の開発に伴い、昭和42年に着手し、西部処理区の汚水を処理する西部浄化センターが昭和46年3月に、水野処理区の汚水を処理する水野浄化センターが昭和47年11月に供用を開始しました。

その後も生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには河川や海など公共用水域の水質保全を目的に事業を推進し、市民の日常生活に欠くことのできない都市基盤のひとつとして重要な役割を果たしてきました。

経営面では、令和2年度から地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行し、経営状況や資産状況の明確化に取り組みました。

今後、人口減少に伴う使用料収入の減少や高度経済成長期に整備を進めてきた施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増すことが予想されるため、より一層の経営基盤強化と財政マネジメント向上を目的として、中長期的な経営の基本方針となる経営戦略を策定します。

1 - 2 経営戦略の位置付け

経営戦略は、「第6次瀬戸市総合計画」、「瀬戸市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画に即して策定し、平成26年8月29日付総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号）で策定要請の「経営戦略」として位置づけます。

1 - 3 計画期間

本経営戦略は、中長期的な視点での経営の基本計画とするため、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とします。

第2章現状分析

2-1 下水道事業の状況

(1) 全体計画の概要

本市の全体計画の概要を表 2-1 に示します。

表 2-1 全体計画の概要

目標年次	行政人口	計画区域面積	
		西部	水野
令和 17 年度	116,000 人	2,143.1ha	789.3ha

区域内人口		計画汚水量（日最大）		汚水処理能力	
西部	水野	西部	水野	西部	水野
94,820 人	17,537 人	34,750m ³ /日	7,527m ³ /日	34,800m ³ /日	7,600m ³ /日

(2) 管渠整備の状況

管渠整備の進捗率を図 2-1 に示します。

汚水管渠の整備は、西部処理区、水野処理区の2つの処理区で進めています。

雨水管渠の整備は、昭和 43 年度から平成元年度までに都市下水路として浸水被害箇所の整備を行い、現在は、汚水管渠の整備を優先に取り組んでいます。

令和元年度末の処理区域面積は 1,504ha で、全体計画 2,932ha に対する管渠整備進捗率は 51.3%です。

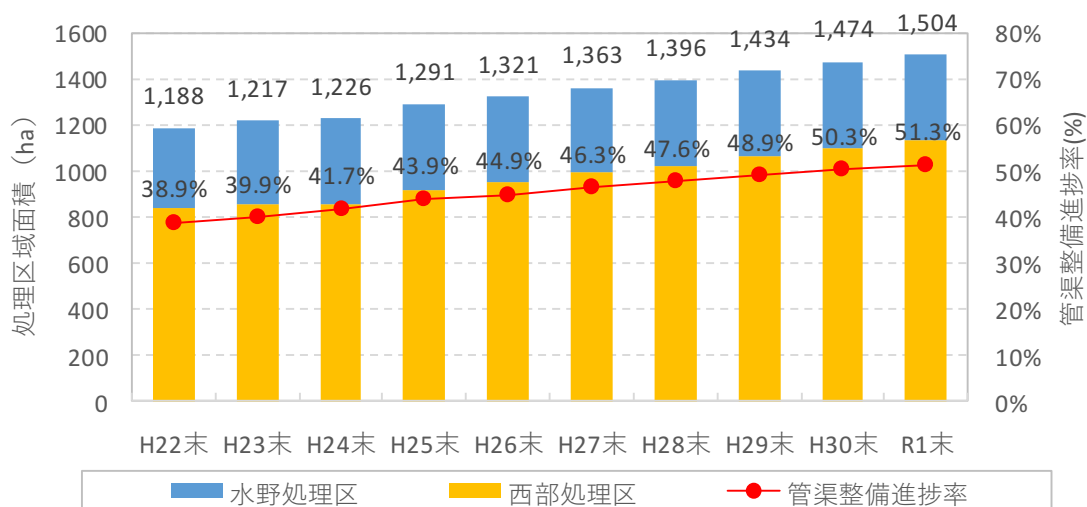


図 2-1 管渠整備の進捗率

下水道人口普及率の推移を図 2-2 に示します。

令和元年度末時点での下水道人口普及率は 66.1%です。

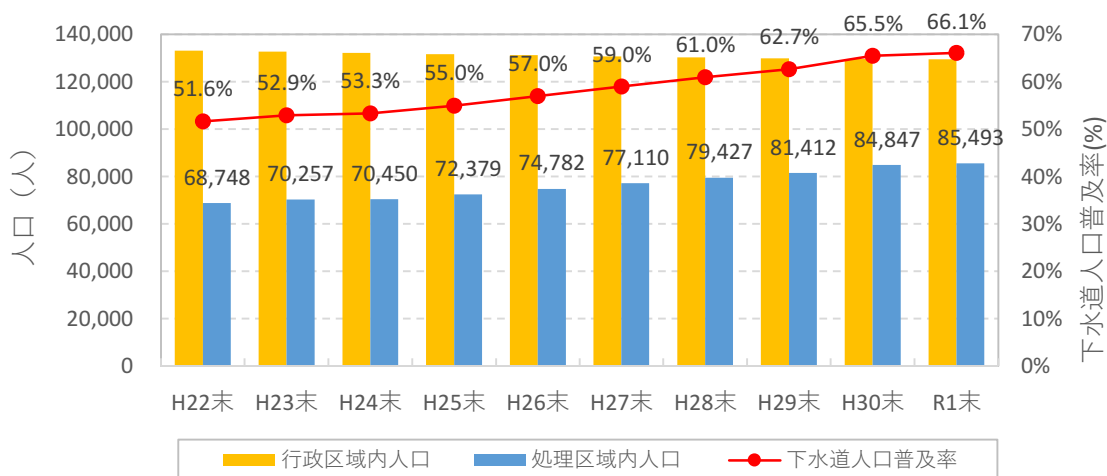


図 2-2 下水道人口普及率の推移

(3) 管渠の老朽化

管渠布設からの経過年数を図 2-3 に示します。

令和元年度末での布設管渠の延長は、467 kmです。このうち、10年以内に国土交通省の示す標準耐用年数の50年を経過する管渠が18%となっており、効率的な老朽化対策が必要です。

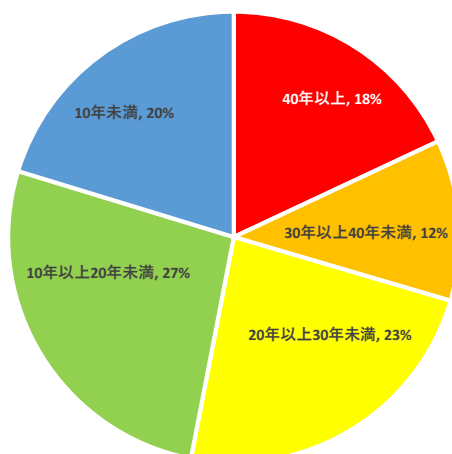


図 2-3 管渠布設からの経過年数

(4) 浄化センターの整備状況

本市は、西部、水野の2つの浄化センターを有しています。ともに、汚水処理区域の拡大による流入量の増加に合わせて段階的に整備を進めています。処理能力は、西部浄化センターが29,200m³/日、水野浄化センターが10,600m³/日です。

(5) 組織の状況

下水道事業の業務実施体制を図 2-4 に示します。

下水道課 13 人、浄化センター管理事務所 3 人の計 16 人（令和 2 年 4 月）で業務を実施しています。

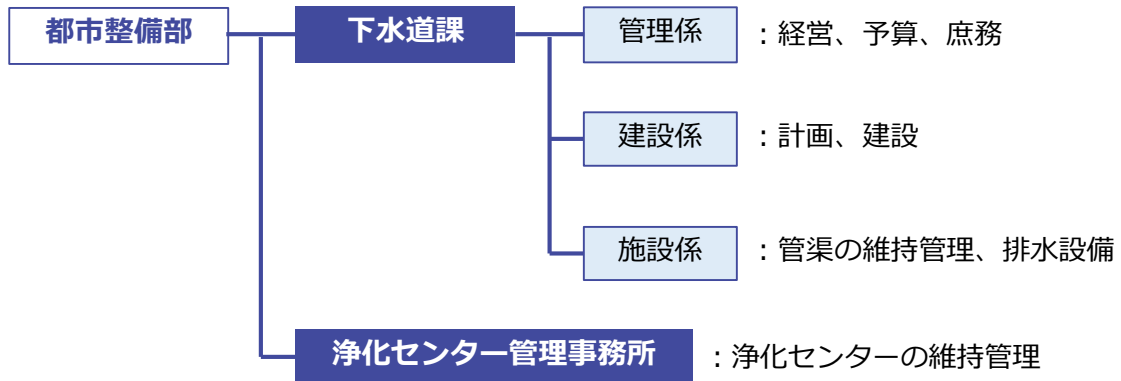


図 2-4 業務実施体制

(6) 下水道使用料の体系

本市の下水道使用料の体系を表 2-2 に示します。

下水道使用料は、上水道の使用水量で算出します。下水道使用料の体系は、平成 12 年度に改定し、経営の安定確保を目的として基本使用料と超過使用料の二部使用料制を採用しています。

表 2-2 下水道使用料の体系（税込 2 か月分）

（単位：円）

区分	基本使用料	超過使用料			
	0～20m ³	21～40m ³	41～100m ³	101～200m ³	201m ³ 以上
一般	1,650	93.5	104.5	115.5	121.0
公衆浴場	990	55.0			

2 - 2 下水道事業に対する国の取組

下水道事業に対する国の取組を表 2-3 に示します。

表 2-3 下水道事業に対する国の取組

省庁	通知名	日付	概要
総務省	公営企業の経営に当たっての留意事項について	H26.8.29	経営戦略の策定要請
	公営企業会計の適用の推進について	H27.1.27	公営企業会計への移行要請
	「経営戦略」の策定推進について	H28.1.26	経営戦略の策定推進要請
	「経営戦略」策定・改定の更なる推進について	H31.3.29	経営戦略の早期策定や質を高める改定への要請
国土交通省 農林水産省 環境省	持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について	H26.1.30	污水处理施設の整備を今後 10 年を目途に概ね完了させることへの要請
国土交通省	下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について	R2.7.21	収支構造適正化に向けた取組の推進要請

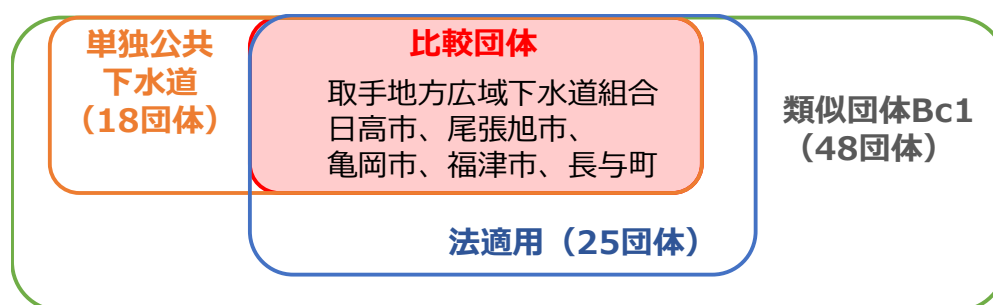
第3章 経営分析

3-1 経営分析の手法

下水道事業の経営状況や課題を把握するため、平成30年度の地方公営企業決算状況調査を用いて比較分析します。分析は、主に総務省の「経営比較分析表」の指標を用います。

総務省の下水道事業の類似団体区分によると、本市は、「処理区域内人口区分が3万人以上10万人未満」、「処理区域内人口密度区分が50人/ha以上75人/ha未満」、「供用開始後年数別区分が30年以上」のBc1グループに該当しています。

本市は、令和2年度から地方公営企業法を適用しているため、このグループのうち、単独公共下水道で事業を実施し、地方公営企業法を適用している茨城県取手地方広域下水道組合、埼玉県日高市、愛知県尾張旭市、京都府亀岡市、福岡県福津市、長崎県長与町の6団体（以下「比較団体」といいます。）（図3-1）と比較します。また、愛知県内（名古屋市除く）の47団体の平均値とも比較します。



※団体数の数値には、瀬戸市を含む。

図 3-1 経営分析の比較団体の抽出

なお、下水道使用料、経費回収率は、本市の近隣のうち、単独公共下水道で事業を実施している春日井市、尾張旭市、日進市、長久手市（以下「近隣市」といいます。）と比較します。

3-2 指標による経営分析

(1) 進捗率

全体計画人口に占める処理区域内人口の割合です。全体計画に対する事業の進捗状況を表す指標です。(図 3-2)

本市は、70.1%であり、事業を進めている段階です。

(計算式) $\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{全体計画人口}} \times 100$

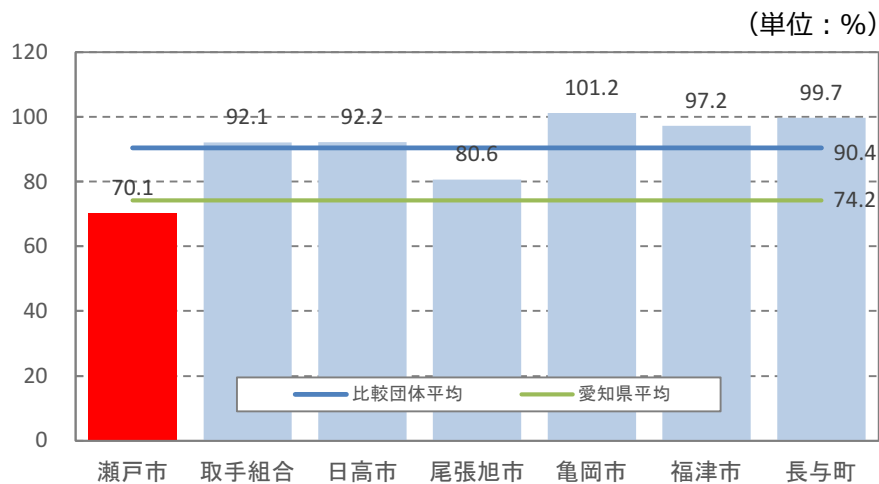


図 3-2 進捗率

(2) 下水道使用料

一般家庭の1か月20m³の下水道使用料です。(図 3-3)

本市は、近隣市平均より低い状況です。

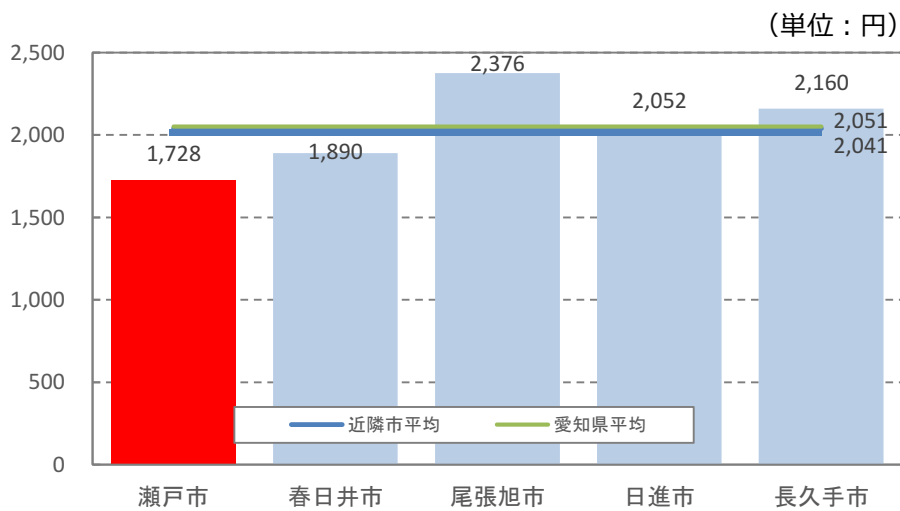


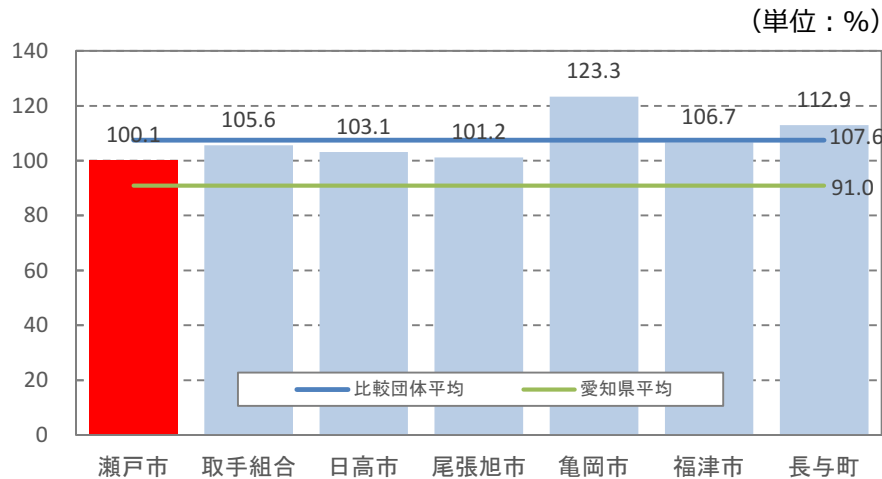
図 3-3 下水道使用料

(3) 経常収支比率

使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標です。(図 3-4)

本市は、経常費用を使用料収入や一般会計繰入金などで賄っています。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$



※本市の経常収支比率は、平成 30 年度から地方公営企業法を適用していたと仮定し数値を試算
 ※愛知県内の団体のうち地方公営企業法を適用していない団体は、収益的収支比率を用いて算出

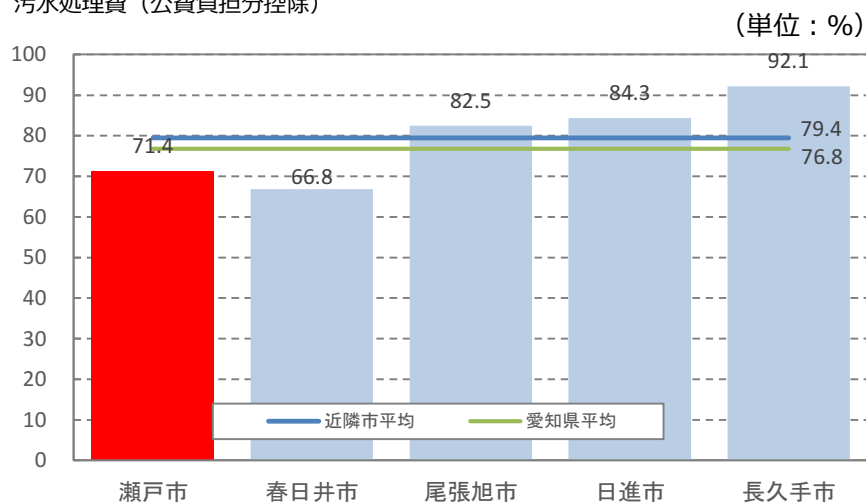
図 3-4 経常収支比率

(4) 経費回収率

使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。(図 3-5)

本市は、近隣市平均より低い状況です。この比率が 100%を下回っており、回収すべき経費を使用料で賄えていません。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分控除)}} \times 100$$



※本市の経費回収率は、平成 30 年度から地方公営企業法を適用していたと仮定し数値を試算

図 3-5 経費回収率

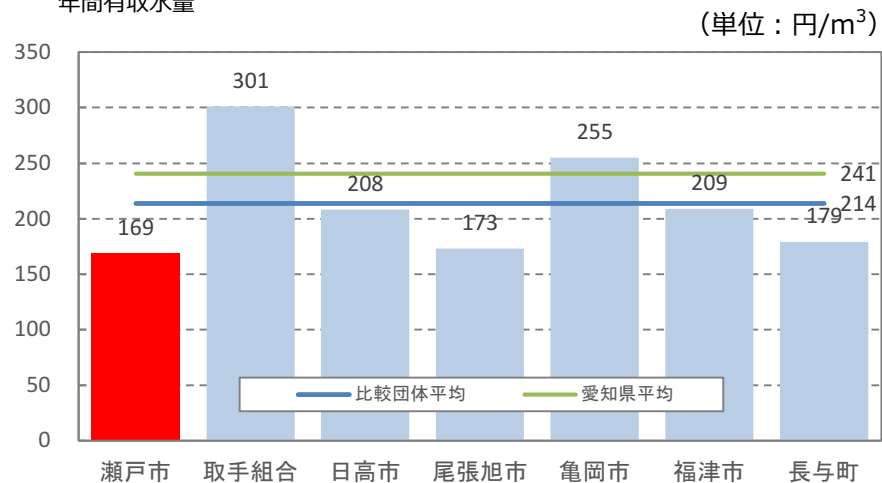
(5) 汚水処理原価（公費負担分控除前）

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。（図 3-6）

総務省の「経営比較分析表」では、公費負担分を控除して算出しますが、コストをより正確に分析するため、控除前の数値で比較しています。

本市は、愛知県平均、比較団体平均と比較すると、ともに低い状況です。

(計算式)
$$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分控除前）}}{\text{年間有収水量}}$$



※本市の汚水処理原価は、平成 30 年度から地方公営企業法を適用していたと仮定し数値を試算

図 3-6 汚水処理原価（公費負担控除前）

(6) 水洗化率

処理区域内人口のうち、下水道を利用している人口の割合を表す指標です。（図 3-7）

本市は、愛知県平均より高く、比較団体平均より低い状況です。最終的には 100%となることが望ましく、今後も引き続き水洗化率の向上に努める必要があります。

(計算式)
$$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

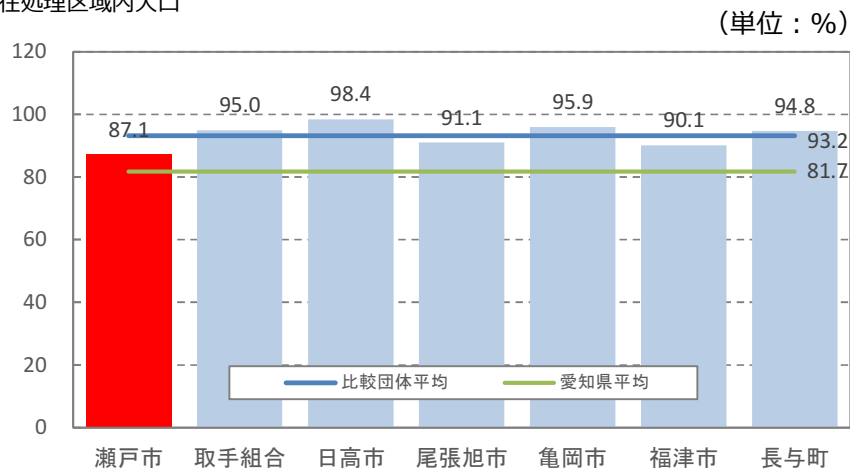


図 3-7 水洗化率

(7) 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。(図 3-8)

本市は、愛知県平均と同水準、比較団体よりも高い水準です。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

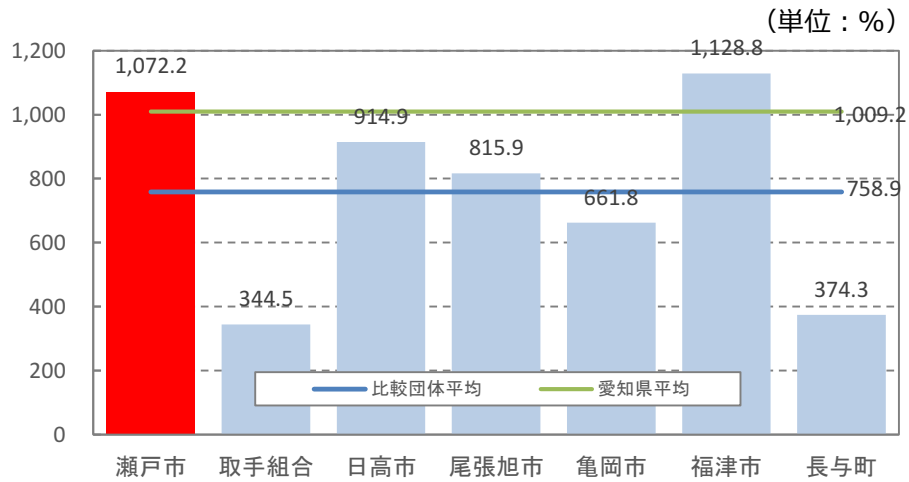


図 3-8 企業債残高対事業規模比率

第4章 経営の基本方針と具体的な取組

4 - 1 経営の基本方針

第6次瀬戸市総合計画では「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を将来像とし、下水道については、「下水道施設整備、下水道接続の促進による汚水処理人口普及率の向上」としていきます。

瀬戸市都市計画マスタープランでは、第6次瀬戸市総合計画の将来像を基本理念とし、下水道については、「河川環境の保全と生活環境の向上を図るため、順次事業計画区域を見直しながら下水道整備を推進します。また、汚水処理人口普及率の向上に向け、地域特性を考慮した整備手法を検討します。」としています。

また、下水道の目的である「生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全」を今後も継続していく必要があります。

これらの実現に向け、本経営戦略では「快適な生活環境・水環境の創出」「効率的・効果的で持続可能な下水道事業」を基本方針とします。

～ 基本方針 ～

快適な生活環境・水環境の創出

効率的・効果的で持続可能な下水道事業

4 - 2 具体的な取組

◇快適な生活環境・水環境の創出

・汚水処理区域の拡大

下水道事業の目的である公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全の観点から、引き続き市街化区域を中心に汚水処理区域の拡大に取り組みます。

・西部・水野浄化センターの整備

汚水処理区域の拡大に伴い、能力に過不足が生じないように、最適なスケジュールによる段階的整備に取り組みます。

◇効率的・効果的で持続可能な下水道事業

・施設整備コストの縮減

下水道クイックプロジェクトの更なる活用により、管渠施設整備コストの縮減に取り組みます。また、西部・水野浄化センターの統廃合を検討します。

※下水道クイックプロジェクト・・・コスト縮減・施工スピードアップにつながる設計手法

・効率的な維持修繕

ストックマネジメント計画（管路施設）を策定し、事後保全から予防保全に転換することで、効率的な維持修繕を行い、修繕コストの縮減に取り組みます。

・下水道計画区域の見直し

立地適正化計画の居住誘導区域との整合を図り、下水道計画区域の見直しに取り組みます。

・水洗化率の向上

下水道未接続者への更なる接続勧奨により、水洗化率の向上に取り組みます。

・適正な使用料体系の設定

経営の健全化に向け、適正な使用料体系を検討し、改定に取り組みます。

・支出の抑制・平準化

毎年の汚水整備のスケジュールを見直し、支出の平準化に取り組みます。また、発行する企業債の償還年数の延長や、資本費平準化債の活用を検討します。

・民間活力導入の増進

西部・水野浄化センターの包括的民間委託に加え、その他事業についても民間活力の導入を検討します。

・水野浄化センターの耐震化

耐震診断の結果に基づき、水野浄化センターの耐震化に取り組みます。

・危機管理体制の強化

業務継続計画（BCP）を改定し、災害時の危機管理体制の強化に取り組みます。

第5章 投資・財政計画

5-1 投資試算・財源試算

(1) 資本的収支の見通し

投資試算・財源試算は、汚水適正処理構想、経営戦略策定マニュアルに基づき、令和2年度からの30年間とします。

① 資本的支出

資本的支出の見通しを図5-1に示します。

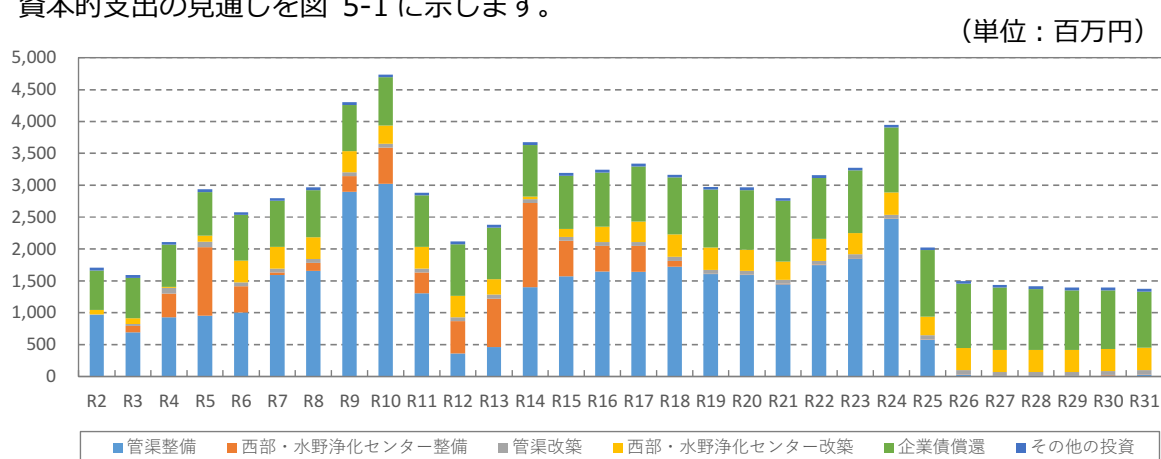


図 5-1 資本的支出の見通し

主な資本的支出は以下のとおりです。

・管渠整備

汚水適正処理構想、下水道法事業計画に基づき算定しています。

・西部・水野浄化センター整備

汚水適正処理構想、下水道法事業計画に基づき算定しています。

・管渠改築

過年度の管渠調査結果に基づき年間6,000万円を計上します。

・西部・水野浄化センター改築

ストックマネジメント計画に基づき算定しています。

・企業債償還金

過年度と今後発行の企業債の償還金を算定しています。

② 資本的収入

資本的収入の見通しを図 5-2 に示します。

(単位：百万円)

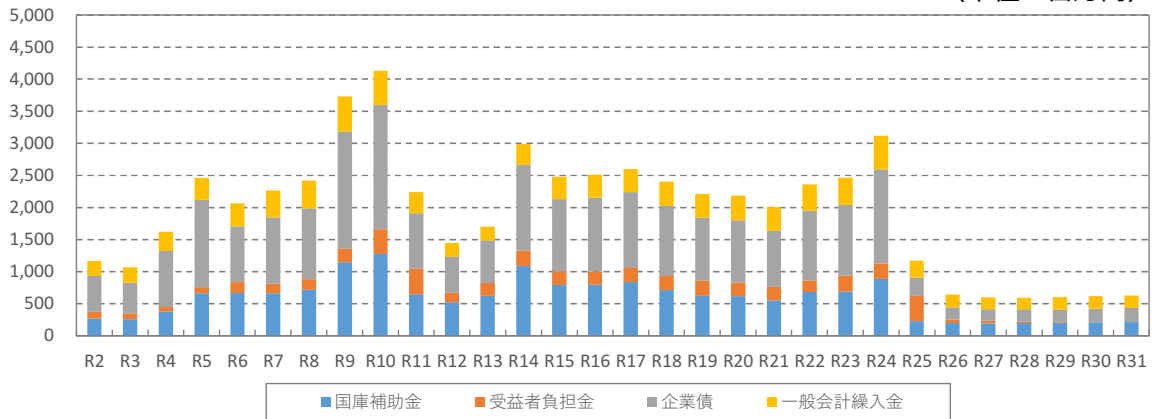


図 5-2 資本的収入の見通し

主な資本的収入は以下のとおりです。

- ・国庫補助金
過年度の建設改良費の国庫補助金の補助率の実績に基づき算定しています。
- ・受益者負担金
過年度の徴収実績と今後の管渠整備の進捗に基づき算定しています。
- ・企業債
起債対象経費のうち、国庫補助金と受益者負担金を控除して算定しています。
- ・一般会計繰入金
実施する事業に応じて、一般会計繰入金を算定しています。

(2) 収益的収支の見通し

①収益的支出

収益的支出の見通しを図 5-3 に示します。

(単位：百万円)

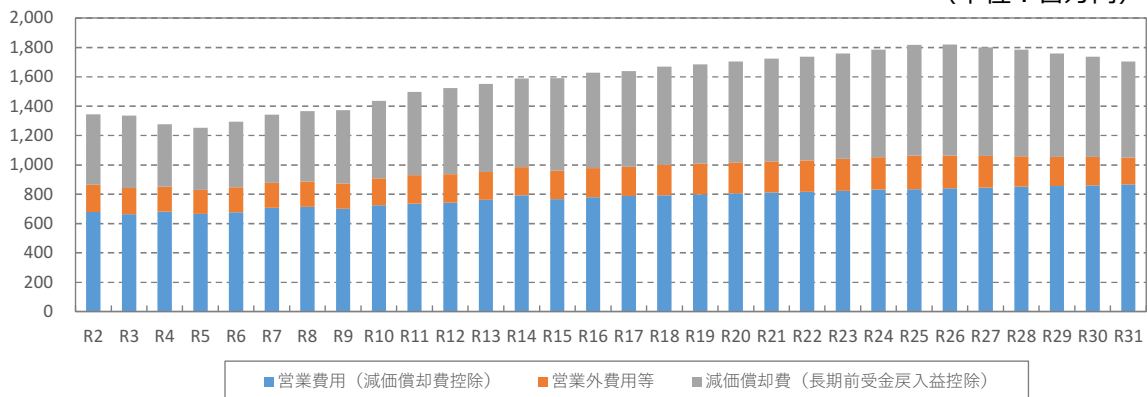


図 5-3 収益的支出の見通し

主な収益的支出は以下のとおりです。

- ・ 営業費用（減価償却費控除）

浄化センターの運営費と管渠の維持管理費です。管渠整備の進捗や人口減少を考慮して算定しています。

- ・ 営業外費用等

企業債の償還利子です。今後発行する企業債も考慮して算定しています。

- ・ 減価償却費（長期前受金戻入益控除）

過年度に取得した資産、今後取得する資産を定額法により算出し、見合いの長期前受金を控除して算定しています。

②収益的収入

収益的収入の見通しを図 5-4 に示します。

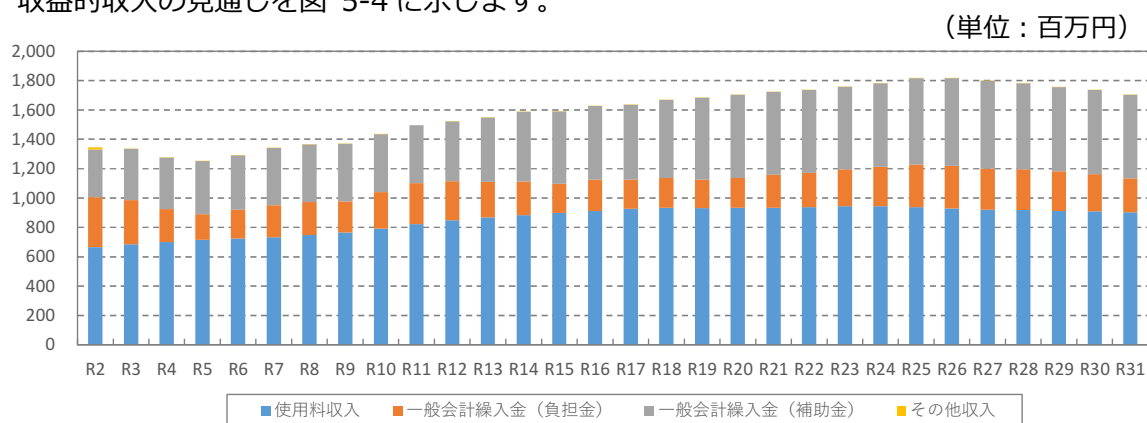


図 5-4 収益的収入の見通し

主な収益的収入は以下のとおりです。

- ・ 使用料収入

管渠整備の進捗や人口減少を考慮して算定しています。

- ・ 一般会計繰入金

総務省の繰出基準である負担金、繰出基準外である補助金を算定しています。

(3) 収支ギャップ

図 5-4 で示す一般会計繰入金（補助金）は、本来、下水道使用料で賄うべき部分であり、図 3-5 で示す経費回収率の改善と経営の健全性の観点から解消すべき収支ギャップとなります。

5-2 収支シミュレーション

(1) 資本的収支の改善

下水道計画区域の見直し、整備スケジュールの見直しにより、資本的支出の改善を図ります。下水道計画区域の見直しは、未整備の市街化調整区域を下水道計画区域から除外します。

上記の取組により、資本的支出の試算結果は図 5-5 のとおり、縮減、平準化が可能となります。

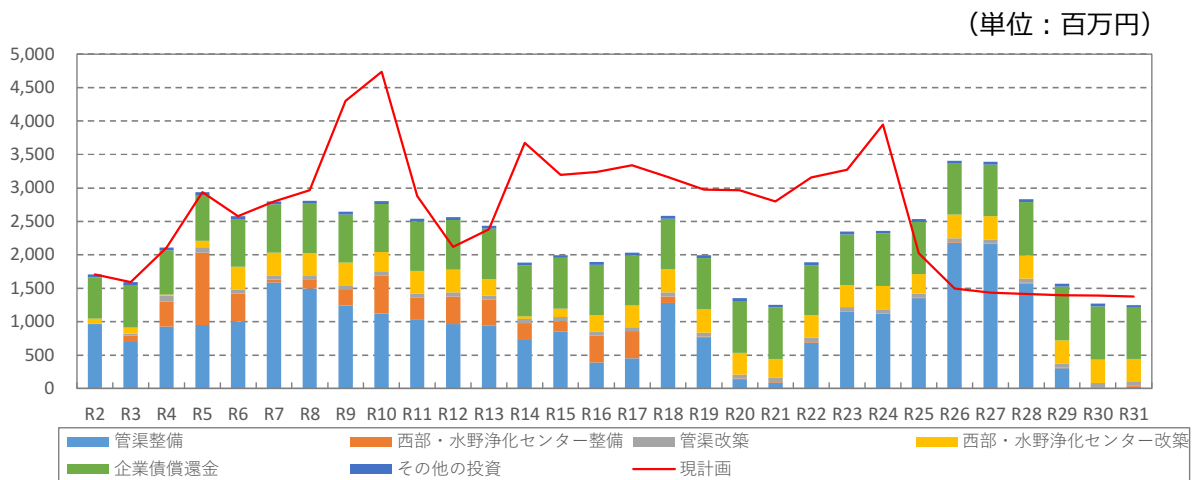


図 5-5 資本的支出の試算結果

資本的収入の試算結果を図 5-6 に示します。

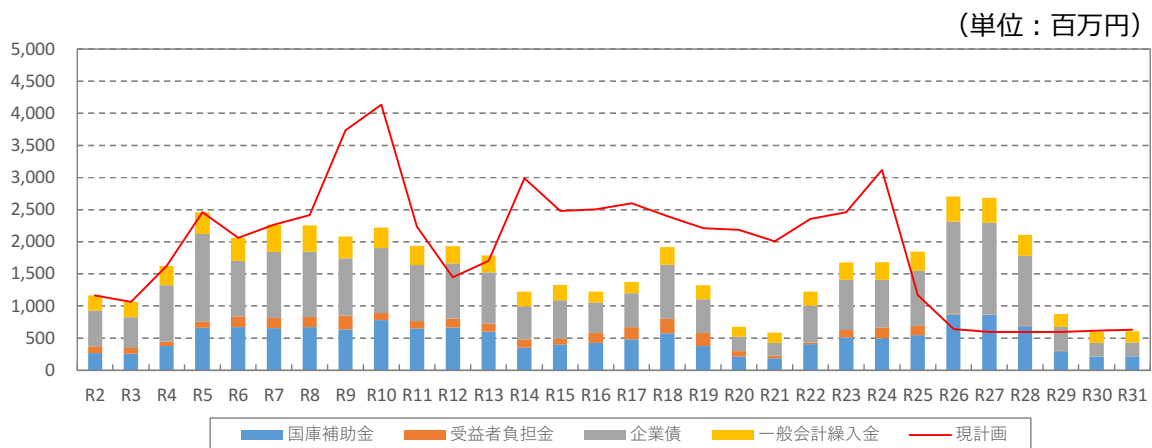


図 5-6 資本的収入の試算結果

(2) 収益的収支の改善

汚水処理費用の負担内訳と財源内訳の概念を図 5-7 に示します。

汚水処理に係る費用は、公費（市が負担する費用）と私費（下水道使用料として使用者が負担する費用）に分けられますが、現状は私費の一部を一般会計から繰り入れ（基準外繰入）しています。

図 3-5 で示す経費回収率を改善し、経営の健全化を図るため、毎年度の決算状況や一般会計からの繰入金の見通しを踏まえながら、当面の目標を約 15%、年間約 1 億円として、下水道使用料の改定に取り組みます。

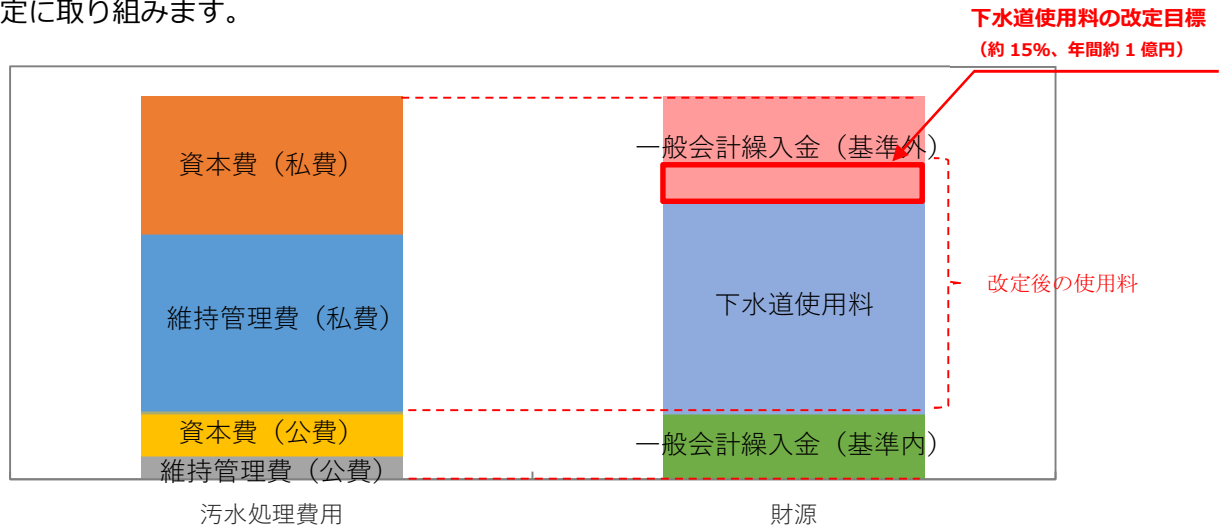


図 5-7 汚水処理費用の負担内訳と財源内訳の概念

(3) 下水道使用料体系の検討

下水道使用料体系の検討イメージを図 5-8 に示します。

下水道使用料の改定は、適正な使用料体系として使用者が一律負担する基本使用料と使用水量に応じて負担する従量使用料に分けて検討します。使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費に分解し、それらを基本使用料、従量使用料に配賦します。

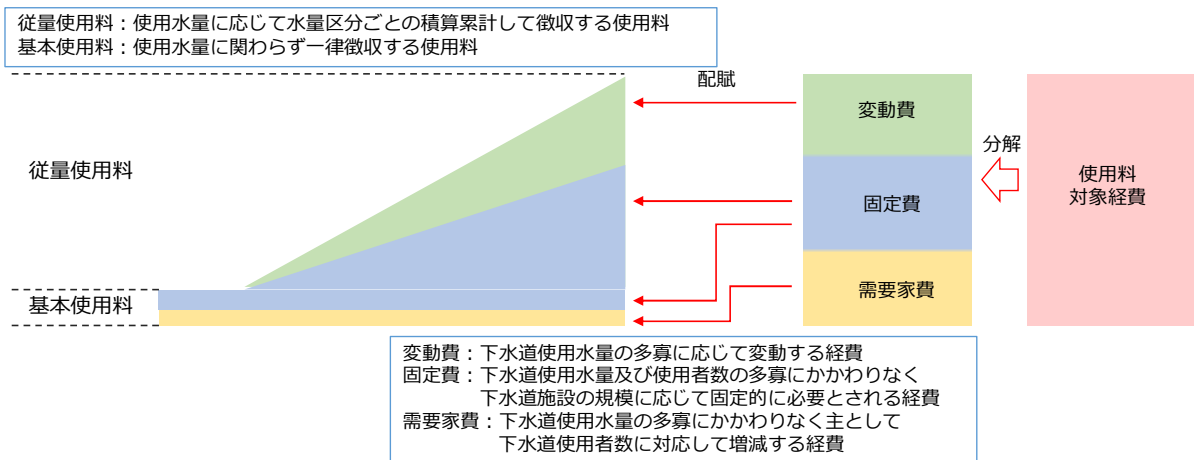


図 5-8 下水道使用料体系の検討イメージ

使用料体系は、現行と同様に基本使用料と従量使用料の二部使用料制とします。なお、従量使用料については、使用水量に応じた費用負担の公平性の観点から、1m³から超過水量を設定します。

基本使用料の設定を表 5-1 に示します。

表 5-1 基本使用料の設定

使用料体系	基本使用料の設定
ケース 1	需要家費 + 基本使用料の対象とする固定費の割合を 15%
ケース 2	需要家費 + 基本使用料の対象とする固定費の割合を 20%
ケース 3	需要家費 + 基本使用料の対象とする固定費の割合を 25%

各ケースでの使用料体系（案）を表 5-2 に示します。

表 5-2 各ケースでの使用料体系（案）

水量区分	現行		ケース1		改定率	ケース2		改定率	ケース3		改定率
0 ~	基本使用料	1,500 円	基本使用料	800 円	-47%	基本使用料	1,000 円	-33%	基本使用料	1,200 円	-20%
0 ~ 10	従量使用料	1m ³ あたり - 円	従量使用料	1m ³ あたり 65 円	-	従量使用料	1m ³ あたり 60 円	-	従量使用料	1m ³ あたり 40 円	-
11 ~ 20		1m ³ あたり - 円		1m ³ あたり 75 円	-		1m ³ あたり 70 円	-		1m ³ あたり 60 円	-
21 ~ 40		1m ³ あたり 85 円		1m ³ あたり 90 円	6%		1m ³ あたり 85 円	0%		1m ³ あたり 85 円	0%
41 ~ 60		1m ³ あたり 95 円		1m ³ あたり 95 円	0%		1m ³ あたり 95 円	0%		1m ³ あたり 95 円	0%
61 ~ 80		1m ³ あたり 95 円		1m ³ あたり 95 円	0%		1m ³ あたり 95 円	0%		1m ³ あたり 95 円	0%
81 ~ 100		1m ³ あたり 95 円		1m ³ あたり 95 円	0%		1m ³ あたり 95 円	0%		1m ³ あたり 95 円	0%
101 ~ 200		1m ³ あたり 105 円		1m ³ あたり 105 円	0%		1m ³ あたり 105 円	0%		1m ³ あたり 105 円	0%
201 ~		1m ³ あたり 110 円		1m ³ あたり 110 円	0%		1m ³ あたり 110 円	0%		1m ³ あたり 110 円	0%

今後、ここで示した 3 つのケースを参考として、使用料体系に関する考え方の整理を進め、使用料改定に向けた検討や取り組みを進めていきます。

5 - 3 投資・財政計画

(1) 目的

収支シミュレーションの検討結果に基づき、10年間の投資・財政計画として取りまとめを行います。

(2) 投資・財政計画

瀬戸市下水道事業の投資・財政計画の収益的収支を表 5-3、資本的収支を表 5-4 に示します。なお、令和5年度までは瀬戸市中期事業計画（令和3年度実施計画）と同額とし、下水道使用料の体系は現行としています。

表 5-3 瀬戸市下水道事業の投資・財政計画（R3～R12 収益的収支）

（単位：千円，％）

区 分		年 度	令和2年度 （ 予 算 ）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,006,884	986,782	925,321	891,025	922,402	952,133	972,449	973,126	993,839	1,007,831	1,025,333
	(1) 料 金 収 入		665,000	685,182	701,545	714,364	723,291	733,830	748,678	763,989	773,865	782,118	791,497
	(2) 受 託 事 業 収 益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他		341,884	301,600	223,776	176,661	199,111	218,303	223,771	209,137	219,974	225,713	233,836
	2. 営 業 外 収 益		1,559,593	1,596,736	1,364,591	1,290,406	1,282,216	1,317,567	1,329,187	1,335,078	1,366,766	1,402,211	1,424,027
	(1) 補 助 金		324,220	348,302	351,447	362,357	370,741	389,410	393,865	394,680	411,898	431,098	439,549
	他 会 計 補 助 金		324,220	348,302	351,447	362,357	370,741	389,410	393,865	394,680	411,898	431,098	439,549
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		1,234,822	1,247,883	1,012,593	927,498	910,924	927,606	934,771	939,847	954,317	970,562	983,927
	(3) そ の 他		551	551	551	551	551	551	551	551	551	551	551
収 入 計 (C)		2,566,477	2,583,518	2,289,912	2,181,431	2,204,618	2,269,700	2,301,636	2,308,204	2,360,605	2,410,042	2,449,360	
的 収 支 出	1. 営 業 費 用		2,393,993	2,403,379	2,121,602	2,018,031	2,035,538	2,098,865	2,129,867	2,137,408	2,187,424	2,233,500	2,271,385
	(1) 職 員 給 与 費		85,913	85,913	85,913	85,913	85,913	85,913	85,913	85,913	85,913	85,913	85,913
	基 本 給		41,074	41,074	41,074	41,074	41,074	41,074	41,074	41,074	41,074	41,074	41,074
	そ の 他		44,839	44,839	44,839	44,839	44,839	44,839	44,839	44,839	44,839	44,839	44,839
	(2) 経 費		592,629	577,798	597,243	580,184	592,184	620,285	628,365	615,833	635,617	643,555	647,548
	動 力 費		84,182	94,687	103,612	94,687	101,104	102,577	104,652	106,793	108,173	109,327	110,638
	修 繕 費		97,798	73,990	78,124	78,392	60,392	81,121	81,226	60,654	73,158	74,043	70,825
	材 料 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委 託 料		379,994	374,373	381,979	369,951	392,939	398,686	404,433	410,180	415,927	421,675	427,422
	そ の 他		30,655	34,748	33,528	37,154	37,749	37,901	38,054	38,206	38,359	38,510	38,663
(3) 減 価 償 却 費		1,715,451	1,739,668	1,438,446	1,351,934	1,357,441	1,392,667	1,415,589	1,435,662	1,465,894	1,504,032	1,537,924	
2. 営 業 外 費 用		178,322	180,139	168,310	163,400	169,080	170,835	171,769	170,796	173,181	176,542	177,975	
(1) 支 払 利 息		139,275	133,249	127,725	125,978	129,089	127,233	127,268	127,580	127,399	128,601	128,519	
(2) そ の 他		39,047	46,890	40,585	37,422	39,991	43,602	44,501	43,216	45,782	47,941	49,456	
支 出 計 (D)		2,572,315	2,583,518	2,289,912	2,181,431	2,204,618	2,269,700	2,301,636	2,308,204	2,360,605	2,410,042	2,449,360	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 5,838	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)		13,347	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
特 別 損 失 (G)		7,509	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		5,838	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流 動 資 産 (J)		168,870	170,904	174,045	239,026	263,242	286,366	305,799	327,685	323,464	324,310	326,285	
う ち 未 収 金		165,224	166,275	166,109	173,813	191,142	190,686	195,824	210,383	189,310	192,712	200,076	
流 動 負 債 (K)		736,079	747,345	799,332	871,908	856,869	887,982	870,423	860,821	888,742	876,409	891,756	
う ち 建 設 改 良 費 分		639,711	658,847	683,852	715,393	720,169	738,439	720,932	719,614	738,157	739,968	754,266	
う ち 一 時 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金		85,860	77,990	104,972	146,007	126,192	139,035	138,983	130,699	140,077	125,933	126,982	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 5-4 瀬戸市下水道事業の投資・財政計画 (R3～R12 資本的支出)

(単位：千円)

区 分		年 度	令和2年度 (予 算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	556,000	481,039	871,995	1,364,450	865,461	1,029,651	1,014,040	889,037	1,015,459	869,990	857,830
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	64,845	111,921	157,778	192,107	252,371	298,996	272,670	224,705	209,292	180,180	154,883
		3. 他 会 計 補 助 金	142,279	91,125	116,187	124,122	103,763	123,188	137,751	112,321	107,813	117,768	110,876
		4. 他 会 計 負 担 金	30,851	33,042	27,664	21,605	6,344	915	480	480	480	480	480
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国 (都道府県) 補助金	270,742	259,109	378,518	662,722	671,357	661,190	671,626	637,340	779,723	652,346	666,963
		7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	104,013	88,724	71,586	94,625	166,356	153,691	162,757	215,211	107,251	114,835	139,728
	9. そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	計 (A)	1,168,731	1,064,961	1,623,729	2,459,632	2,065,653	2,267,632	2,259,325	2,079,095	2,220,019	1,935,600	1,930,761	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	1,168,731	1,064,961	1,623,729	2,459,632	2,065,653	2,267,632	2,259,325	2,079,095	2,220,019	1,935,600	1,930,761	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,086,742	950,905	1,448,023	2,250,673	1,859,326	2,077,095	2,068,019	1,921,960	2,081,707	1,802,997
うち 職員給与費			35,618	35,618	35,618	35,618	35,618	35,618	35,618	35,618	35,618	35,618	35,618
2. 企 業 債 償 還 金			619,238	639,711	658,847	683,852	715,393	720,169	738,439	720,932	719,614	738,157	739,968
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他			1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
計 (D)	1,707,080	1,591,716	2,107,970	2,935,625	2,575,819	2,798,364	2,807,558	2,643,992	2,802,421	2,542,254	2,560,161		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		538,349	526,755	484,241	475,993	510,166	530,732	548,233	564,897	582,402	606,654	629,400	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	481,996	490,802	422,546	367,159	439,630	441,481	466,523	488,488	494,725	536,026	559,386
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. そ の 他	56,353	35,953	61,695	108,834	70,536	89,251	81,710	76,409	87,677	70,628	70,014
計 (F)	538,349	526,755	484,241	475,993	510,166	530,732	548,233	564,897	582,402	606,654	629,400		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		10,855,365	10,696,693	10,909,841	11,590,439	11,740,507	12,049,989	12,325,590	12,493,695	12,789,540	12,921,373	13,039,235	

○他会計繰入金

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		665,244	649,042	574,363	538,158	568,992	606,853	616,776	602,957	631,012	655,951	672,525
	うち 基準内繰入金	341,024	300,740	222,916	175,801	198,251	217,443	222,911	208,277	219,114	224,853	232,976	
	うち 基準外繰入金	324,220	348,302	351,447	362,357	370,741	389,410	393,865	394,680	411,898	431,098	439,549	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		237,975	236,088	301,629	337,834	362,478	423,099	410,901	337,506	317,585	298,428	266,239
	うち 基準内繰入金	30,851	33,042	27,664	21,605	6,344	915	480	480	480	480	480	
	うち 基準外繰入金	207,124	203,046	273,965	316,229	356,134	422,184	410,421	337,026	317,105	297,948	265,759	
合 計		903,219	885,130	875,992	875,992	931,470	1,029,952	1,027,677	940,463	948,597	954,379	938,764	

第6章 経営戦略の事後検証・更新に関する事項

経営戦略は、計画を策定して終わりではなく、進捗状況の把握や計画期間内においても状況の変化に合わせた見直しの実施が求められています。

令和3年から令和12年を計画期間とし、経営戦略に掲げる基本方針と具体的な取組の実現に向け、経営指標に基づく進捗管理を実施し、計画との乖離の発生原因、影響などを分析、検証します（PDCA サイクル）。また見直し（ローリング）については5年を目途に行い、必要に応じて目標の見直しなどを行います。